

## 2. 調査結果（全国での取組状況）

(1) 現在、都道府県の約8割、市町村の約4割が、何らかの方法でレジ袋削減の取組を実施しており、今後こうした取組みはさらに広がっていくことが見込まれます。

○平成20年11月1日現在、47都道府県のうち38道府県（全体の81%）では、既に何らかの方法でレジ袋削減の取組が実施されており、現在取組を行っていない9都道府県でも、3県（同6%）は平成21年度中にも実施する具体的な計画があり、5県（同11%）では取組を検討する予定と回答がありました。このように、都道府県レベルでは、今後ほとんど全国各地で何らかの取組が行われると見込まれます（図1、図2）。

図1 レジ袋削減の取組状況（平成20年11月1日現在、回答47都道府県）

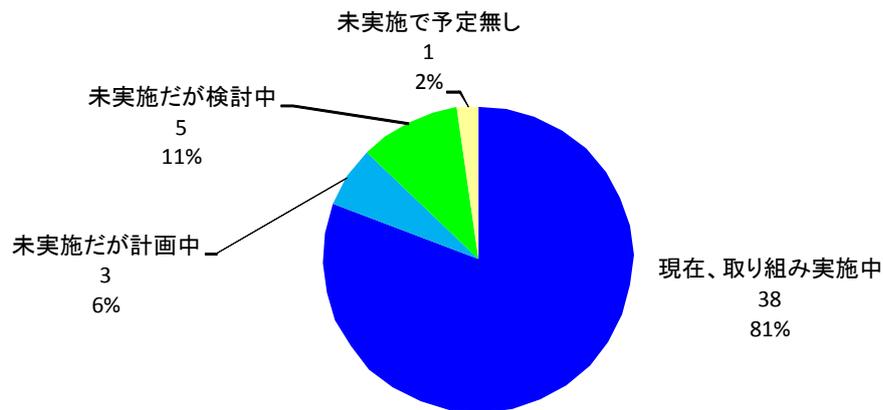
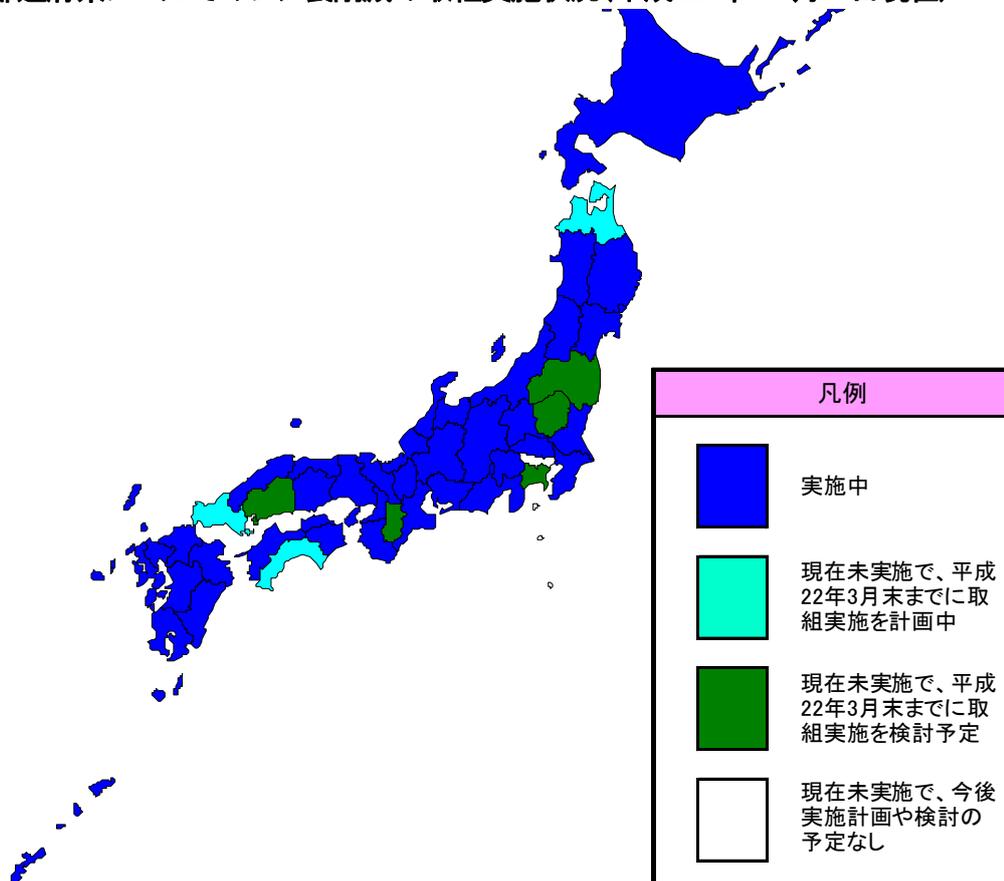
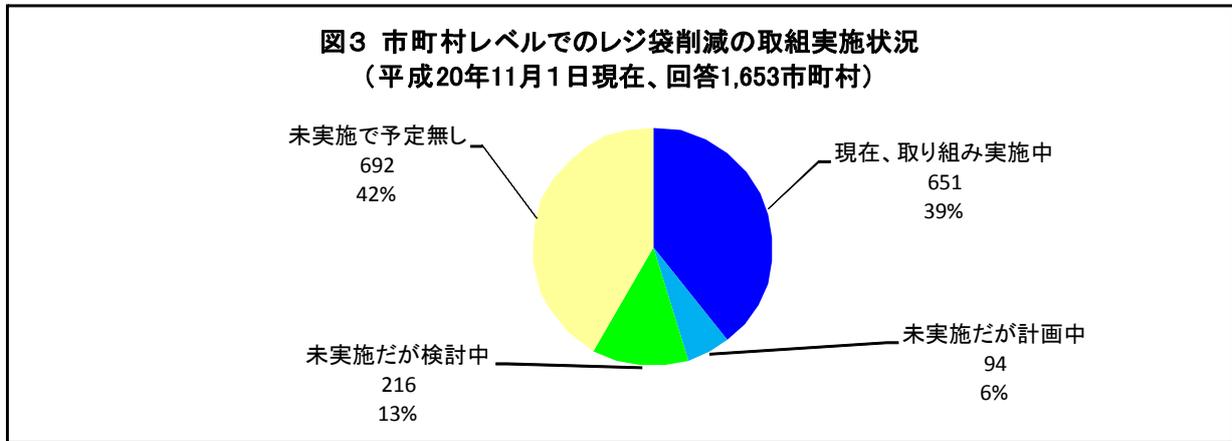


図2 都道府県レベルでのレジ袋削減の取組実施状況（平成20年11月1日現在）



○ 市町村レベルでの取組の実施状況を見ると、回答のあった1,653市町村のうち、651市町村（全市町村の39%）では、現在、何らかの削減の取組が実施されています。また現在、取組を実施していない市町村のうち、94市町村（同6%）では、平成22年3月末までに取り組む具体的な計画があり、216市町村（同13%）では同様に取組を検討する予定である等、都道府県と同様、市町村レベルでも今後削減の取組が大きく広がっていくことが見込まれます。



○ 市町村レベルでの取組状況の広がりを都道府県別にみると、半数以上の市町村が取り組む都道府県は、平成20年11月1日現在、12都道府県であるのに対して、平成22年3月末までに16都道府県へ増加するものと見込まれます（図4、図5）。

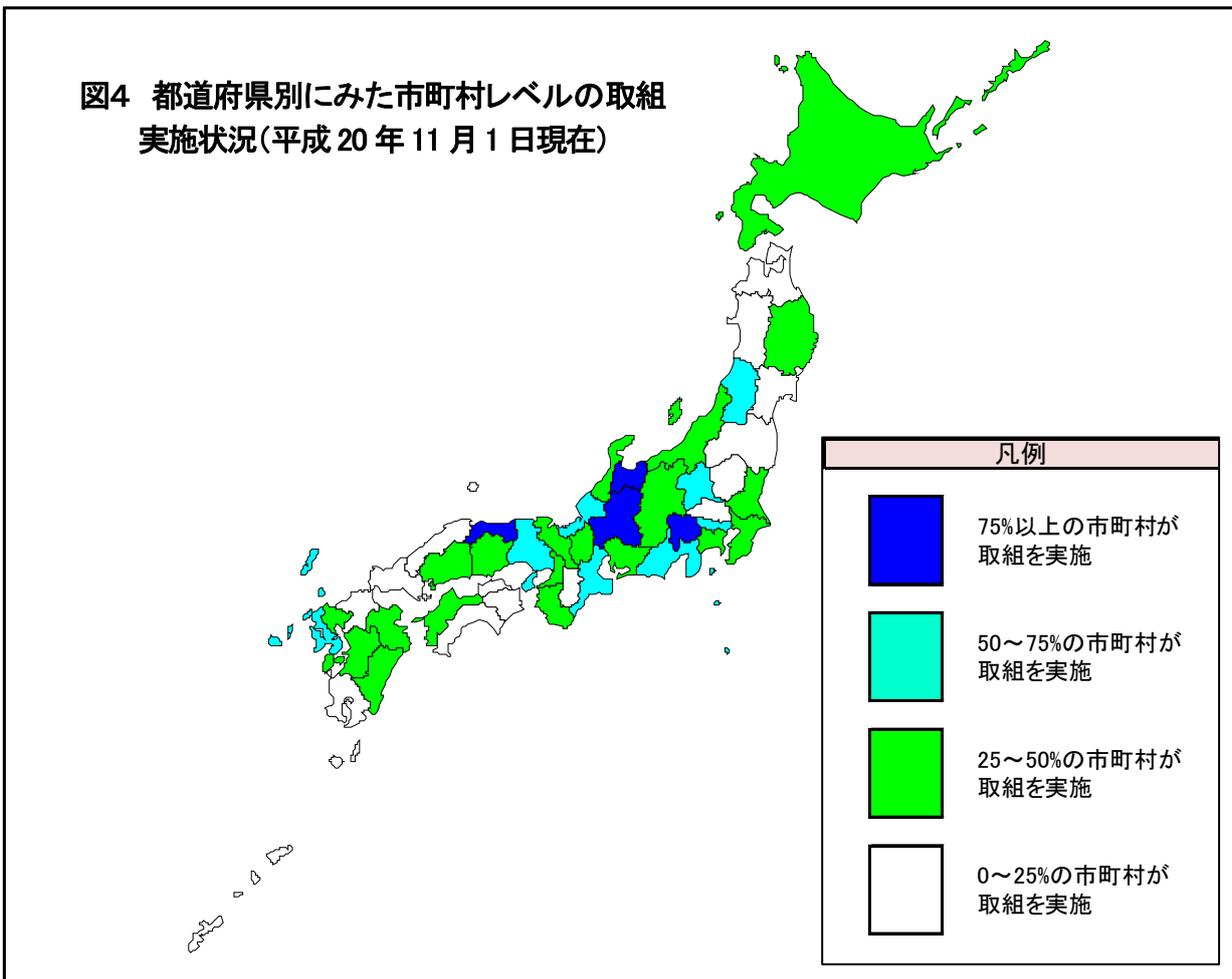
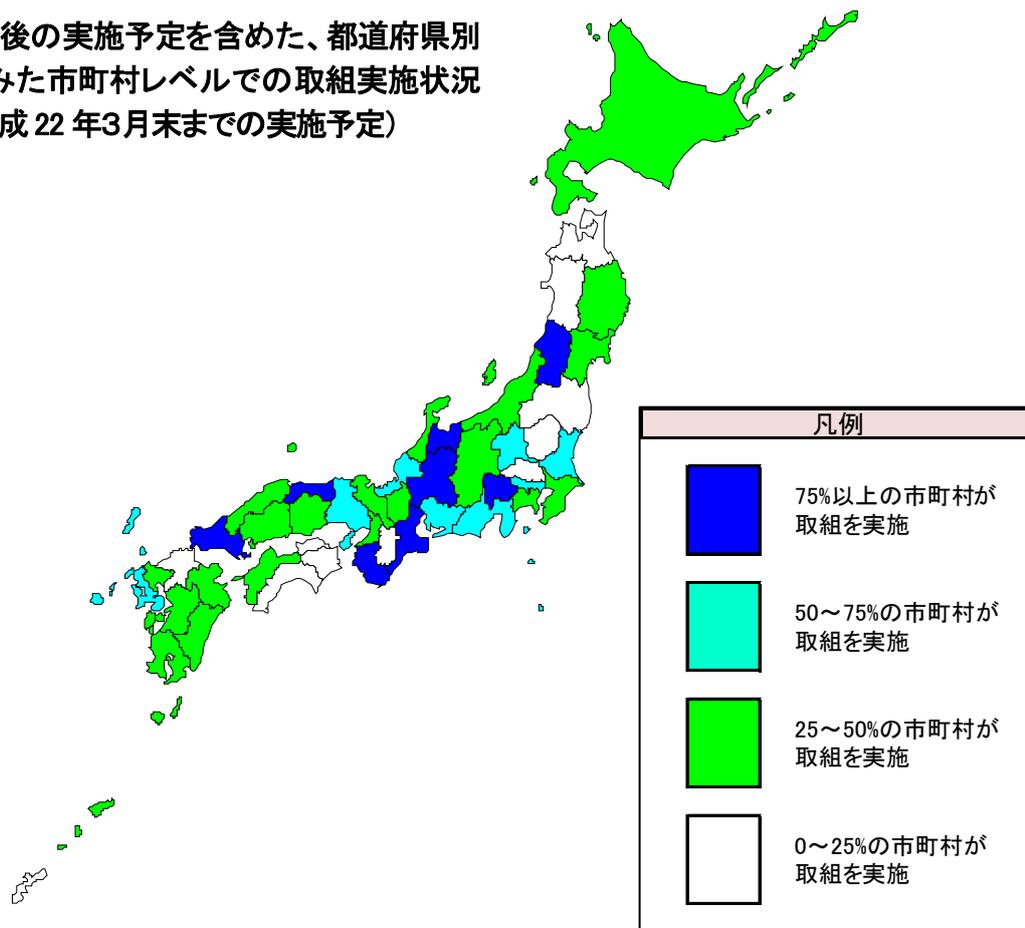


図5 今後の実施予定を含めた、都道府県別にみた市町村レベルでの取組実施状況  
(平成22年3月末までの実施予定)



(注)

図4及び図5は、市町村から寄せられた回答を都道府県ごとにまとめて作成したもの。  
なお、未回答の市町村については、未実施として取り扱った。

(2) レジ袋削減の具体的な取組手法としては、全廃・有料化手法(自治体による条例化、自主協定の締結、自治体からの協力要請等)、全廃・有料化以外の手法(特典提供方式や事業者への協力要請等)及び有料化・有料化を問わず事業者に削減手法の選択を委ねる手法等、地域特性を反映して、様々な手法が選択されています。

図6 地方自治体における取組の概要(複数の取組を行う地方自治体もあり)

	何らかの手法でレジ袋削減に取り組む地方自治体の総数			
	実施中	未実施で計画中	未実施で検討中	未実施で予定無し
都道府県	38	3	5	1
市町村	651	94	216	692

内 訳	全 廃 ・ 有 料 化 手 法	自治体による条例化	自主協定の締結			自治体からの協力要請
			都道府県全域で有料化を一斉実施		一部市町村において有料化を実施	
	1 市町村  (東京都杉並区)	(平成20年11月1日現在) 3 都道府県で実施(富山県、山梨県、沖縄県)  (平成22年3月末まで) H22年4月までに計6 都道府県で実施予定 (和歌山県、青森県、山口県で新たに実施)	(平成20年11月1日現在) 16 都道府県下の計242 市町村で実施  (平成22年3月末まで) 22 都道府県下の計367 市町村で実施予定 (125 市町村で新たに実施する見込み)	2 市町村  (新潟県佐渡市、北海道浜中町)		
	有 料 化 手 法 以 外	特典提供方式				
地域通貨(エコマネー)・商品券・割引券等と交換して、商品購入に利用できる制度		指定商品、抽選券、記念品、景品等と交換できる制度				
(平成20年11月1日現在) 9 都道府県下の12 市町村等で実施  レジ袋の受取を辞退すると事業者よりポイントやシール等が提供され、一定数をためると地域通貨、商品券、割引券等と交換して、商品購入に使用できる仕組み。		(平成20年11月1日現在) 群馬県及び島根県の全域、並びに13 都道府県下の16 市町村等で実施  レジ袋の受取を辞退すると事業者よりポイント等が提供され、一定数をためると市町村の指定商品、抽選券、記念品、景品等と交換できる仕組み。				
取 組 手 法 を 問 わ ない もの	特典提供方式以外					
	事業者への協力要請	優れた事業者の認定制度	事業者、住民との連携体制の整備	事業者の活動支援	都道府県、市町村との連携活動	PR・普及啓発活動
	33 都道府県 372 市町村	19 都道府県 192 市町村	29 都道府県 315 市町村	31 都道府県 241 市町村	27 都道府県 159 市町村	42 都道府県 668 市町村
レジ袋削減のための取組手法を事業者の選択に委ねる方式						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定の締結、取組店登録制度、活動指針等により、レジ袋の有料化に限らず、事業者が取組手法の選択をゆだねて、レジ袋の削減を推進しようとするもの。</li> <li>○ 現在、8 県と4 政令指定都市で取組実施(その他市町村でも実施)</li> <li>○ 今後、1 県で同様の取組が行われる予定</li> </ul>						

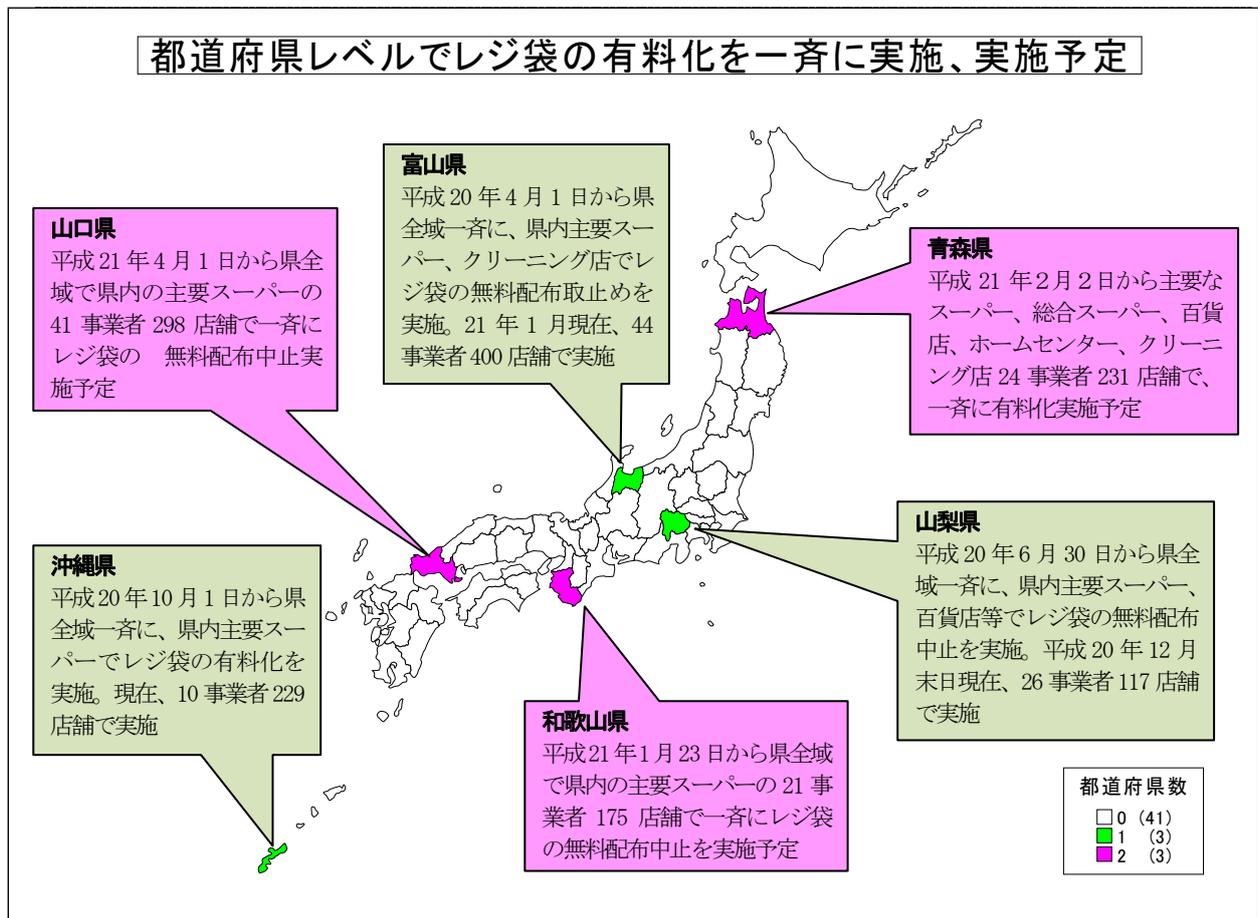
(3) レジ袋の有料化の取組については、一斉実施する取組が、現在、3県で実施されており、今後も新たに3県で開始される予定であるなど、取組が広がる見込みです。

○平成20年11月1日現在、都道府県全域でレジ袋有料化を一斉実施しているのは、以下の3県(図7)

- ◆ 富山県：平成20年4月1日から開始、現在43事業者398店舗が有料化実施
- ◆ 山梨県：平成20年6月30日から開始、現在26事業者116店舗が有料化実施
- ◆ 沖縄県：平成20年10月1日から開始、現在10事業者229店舗が有料化実施

○平成22年3月末までに、都道府県全域で有料化を一斉実施する予定があるのは、以下の3県(図7)

- ◆ 和歌山県：平成21年1月23日から主要スーパー21事業者175店舗で実施予定
- ◆ 青森県：平成21年2月2日から主要なスーパー、総合スーパー、百貨店、ホームセンター、クリーニング店24事業者231店舗で、一斉に有料化実施予定
- ◆ 山口県：平成21年4月1日から主要スーパー41事業者298店舗で実施予定



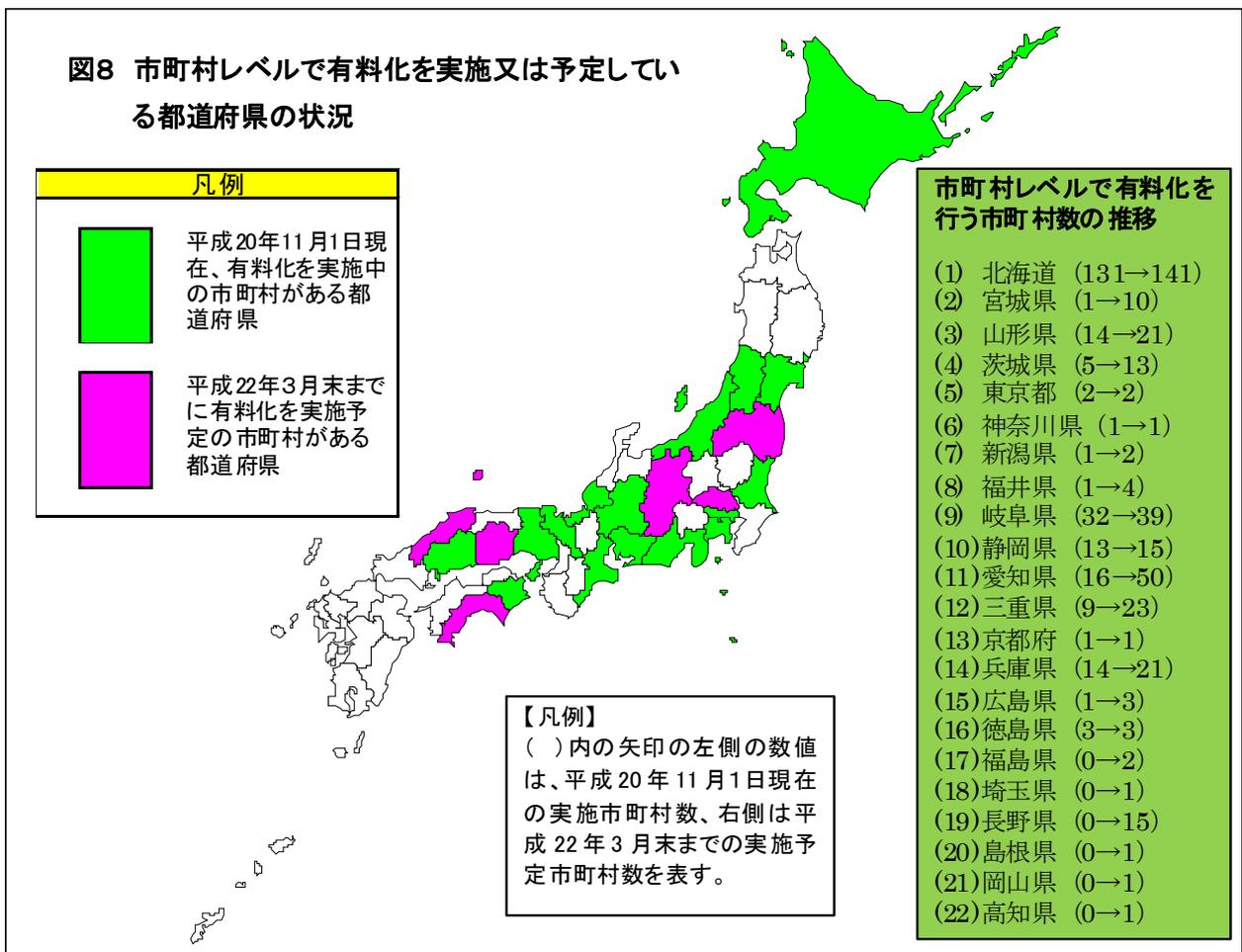
(4) レジ袋の有料化の取組について、県下一斉実施ではなく、個々の市町村で実施されている事例としては、16 都道府県下の 245 市町村で実施されています。今後さらに5都道県下の 124 市町村で新たに取組が行われ、平成 22 年3月末までに、22 都道府県下の 370 市町村にまで増加すると見込まれます。また、有料化の実施に伴い、レジ袋辞退率やマイバッグ持参率が 80%を越える等、高い削減効果も確認されています。

① 市町村等での有料化の実施が広がる見込み

○平成 20 年 11 月 1 日現在、事業者・市民団体及び行政（都道府県・市町村）との三者協定の締結等に基づき、市町村レベルで有料化を実施している市町村は 16 都道府県下の 245 市町村でした。

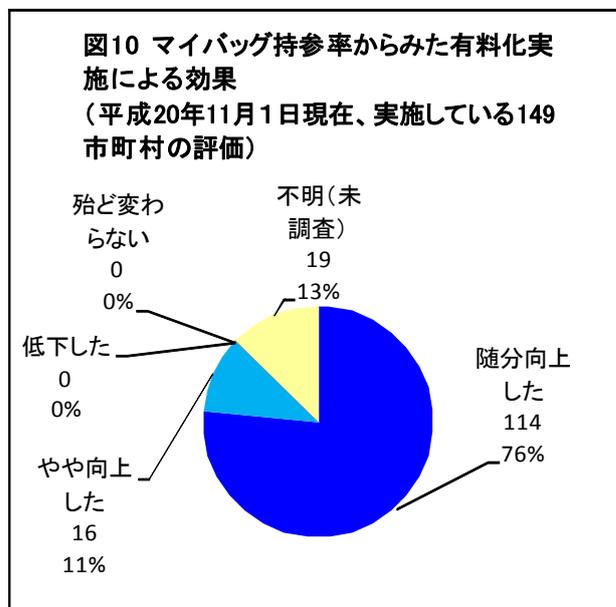
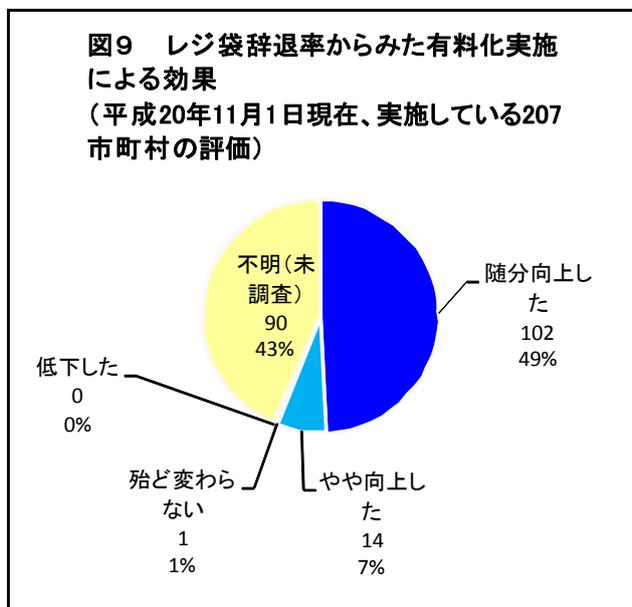
○平成 22 年 3 月末までに、これらの都道府県下ではさらに 104 市町村が有料化を実施して、計 349 市町村が有料化を実施すると見込まれます。さらに、現在有料化を実施している市町村がない都道府県のうち、福島県で 2、埼玉県で 1、長野県で 15、島根県で 1、岡山県で 1、高知県で 1 の市町村が新たに有料化を実施する予定で、合わせて 22 都道府県下の 370 市町村にまで増加すると見込まれます（図 8）。

○平成 20 年 11 月 1 日現在、レジ袋の有料化を行っている店舗数の多い市町村は、愛知県名古屋市（635 店）、北海道北見市（235 店）、新潟県佐渡市（195 店）、山形県鶴岡市（194 店）、北海道札幌市（161 店）などです。

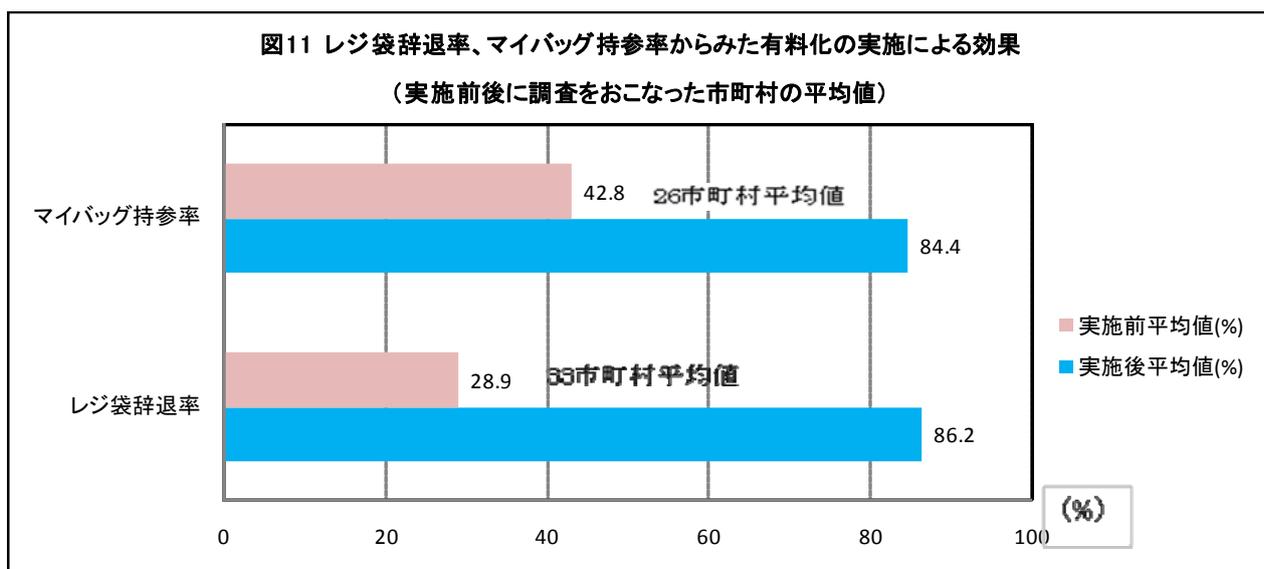


② 有料化の実施により、レジ袋辞退率等が80%台へと大幅に改善

- 有料化を実施した市町村が、実施前と実施後のレジ袋辞退率とマイバッグ持参率を比較して評価した結果を見ると、両方ともに、随分向上したと評価する市町村が5割前後あり、やや向上したとする自治体（15～17%）とあわせると6割以上となり、取組の効果が高く評価されていました。また、こうした効果が低下したと評価する自治体はありませんでした（図9、図10）



- さらに、レジ袋辞退率とマイバッグ持参率の具体的な数値を調査した市町村の事例を集計すると、レジ袋辞退率で評価している市町村、マイバッグ持参率で評価している市町村ともに、実施前が30～40%台であったものが、実施後は80%台へと大幅に高い値となり、有料化の実施がレジ袋削減に大きな効果があることが確認されました（図11）。

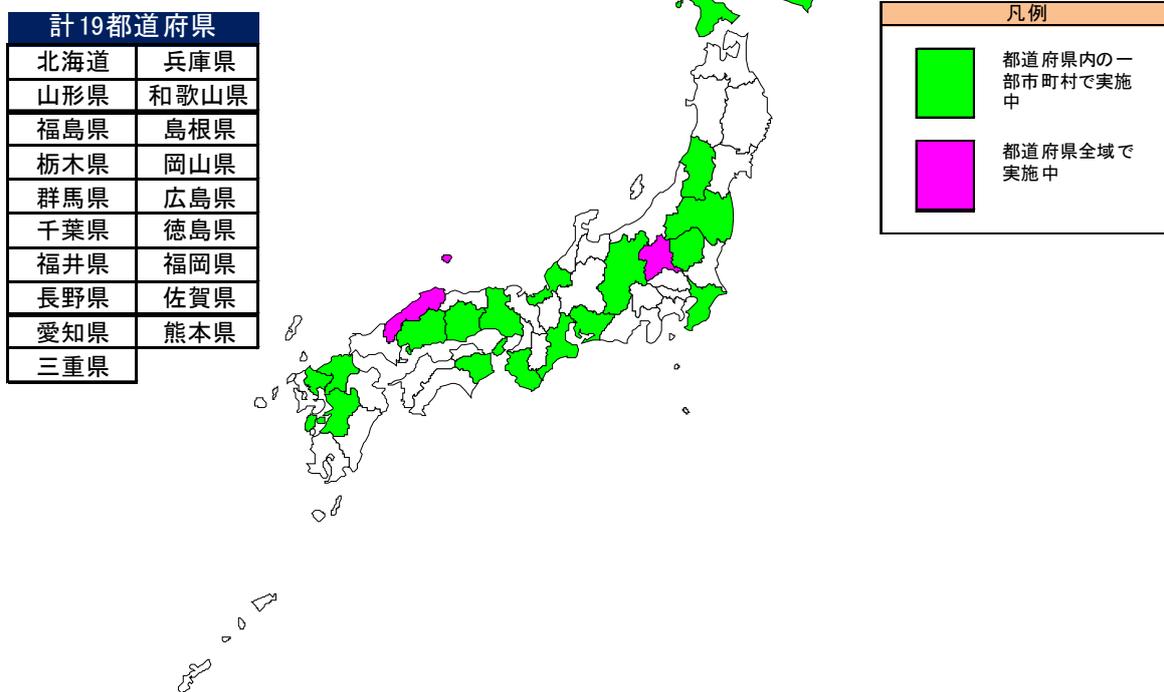


注：図11は、平成20年11月1日現在、有料化を実施している市町村からの回答のうち、有料化実施の前後に調査が実施され、前後の調査結果（数値）が回答されたものから平均値を算定した。

(5) レジ袋削減の手段として、地域通貨(エコマネー)や商品券・割引券等の提供を受けて買い物に使用したり、市町村が指定する商品や抽選券、景品等を提供することにより、レジ袋の受取辞退を促そうという「特典提供方法」が 19 都道府県の 28 市町村等で実施され、相当の削減効果をあげていることが確認されました。

- レジ袋の受取を辞退すると、事業者よりポイントやシール等が提供され、一定数をためると地域通貨、商品券、割引券等と交換され、商品購入に使用できる仕組みが、平成 20 年 11 月 1 日現在、9 都道府県の 12 市町村等で実施されています(図 12)。
- 同様に、ポイントやシール等で指定ごみ袋、再生紙トイレットペーパー、環境配慮商品等の市町村の指定商品、記念品、景品等と交換できる仕組みが、平成 20 年 11 月 1 日現在、群馬県及び島根県の全域、並びに 13 都道府県下の 16 市町村等で実施されています(図 12)。
- 特典提供方法への参加店舗数の多い市町村等は、広島県福山市、同県三次市、群馬県(全域)、福岡県北九州市、島根県(全域)等です。なお、有料化を実施した市町村等では、特典提供方法事業の中止、縮小、見直し等が行われている場合があります。

図 12 特典提供方式によるレジ袋削減の取組を行う都道府県及び市町村の状況



- 「特典提供方法」を実施した市町村が、実施前と実施後を比較して評価した結果を見ると、レジ袋辞退率、マイバッグ持参率ともに、“随分向上した”と“やや向上した”を合わせると5割以上となり、取組の効果が高く評価されていました(図 13、図 14)。

図13 レジ袋辞退率からみた特典提供方式の実施による効果  
(平成20年11月1日現在、実施する76市町村の評価)

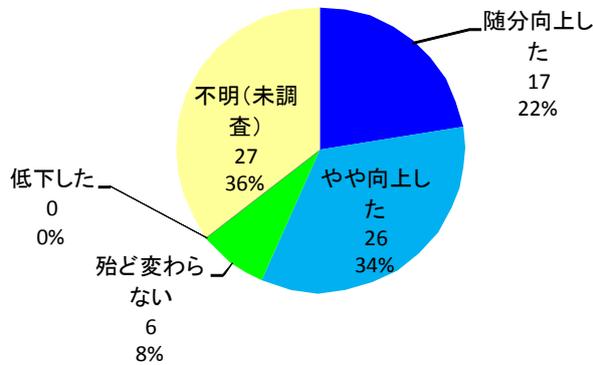
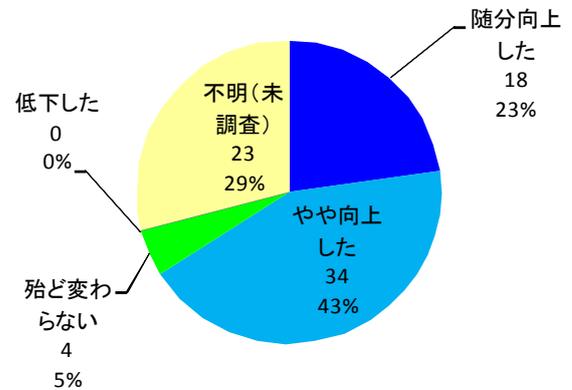
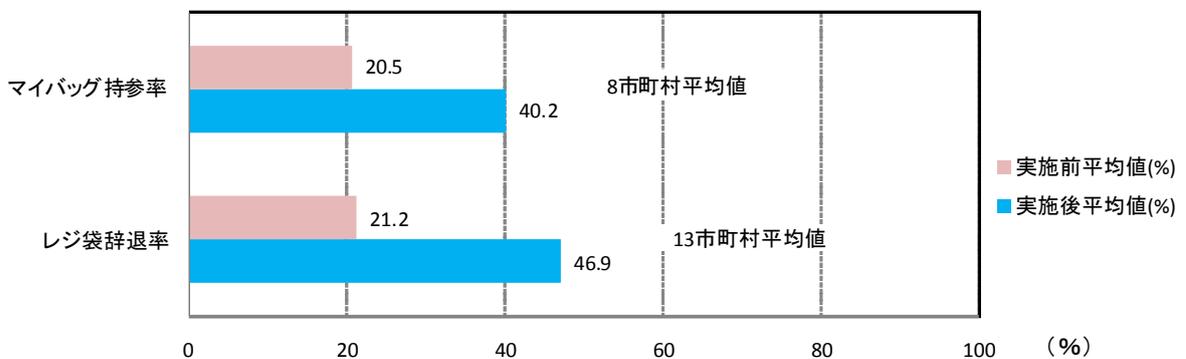


図14 マイバッグ持参率からみた特典提供方式の実施による効果  
(平成20年11月1日現在、実施する79市町村の評価)



○ さらに、レジ袋辞退率とマイバッグ持参率の具体的な数値を調査した市町村の事例を集計すると、レジ袋辞退率、マイバッグ持参率いずれも、実施前が20～21%程度であったのが、実施後は約40%台へと、有料化手法ほど大幅ではないものの、相当程度の改善が図られていること確認されました(図15)。

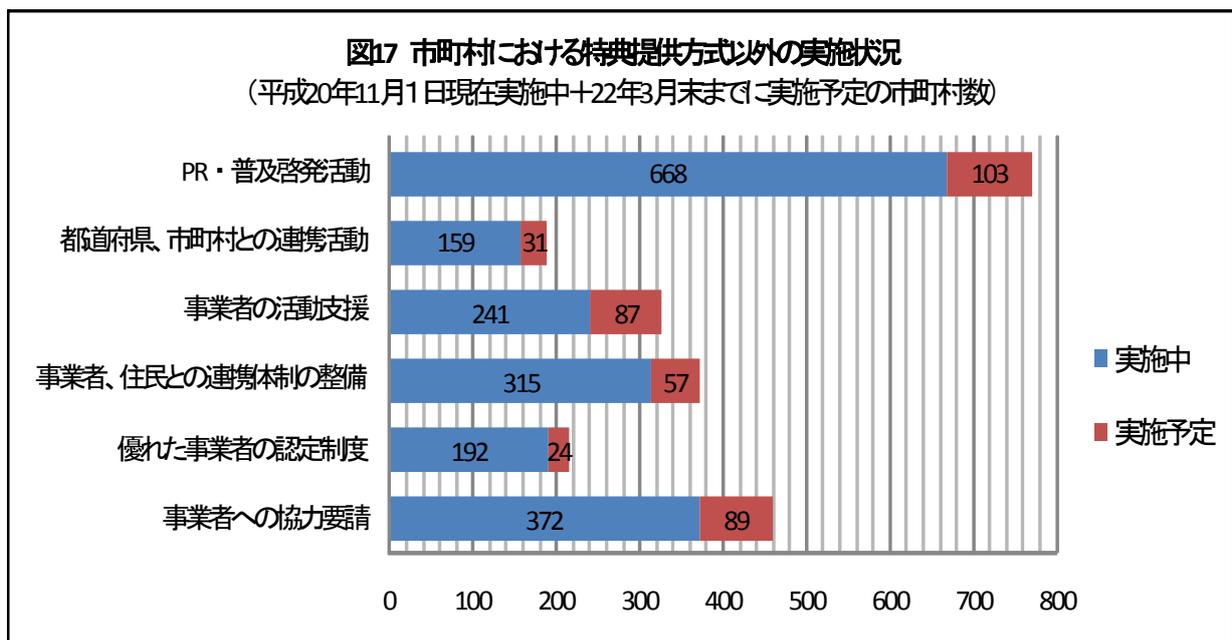
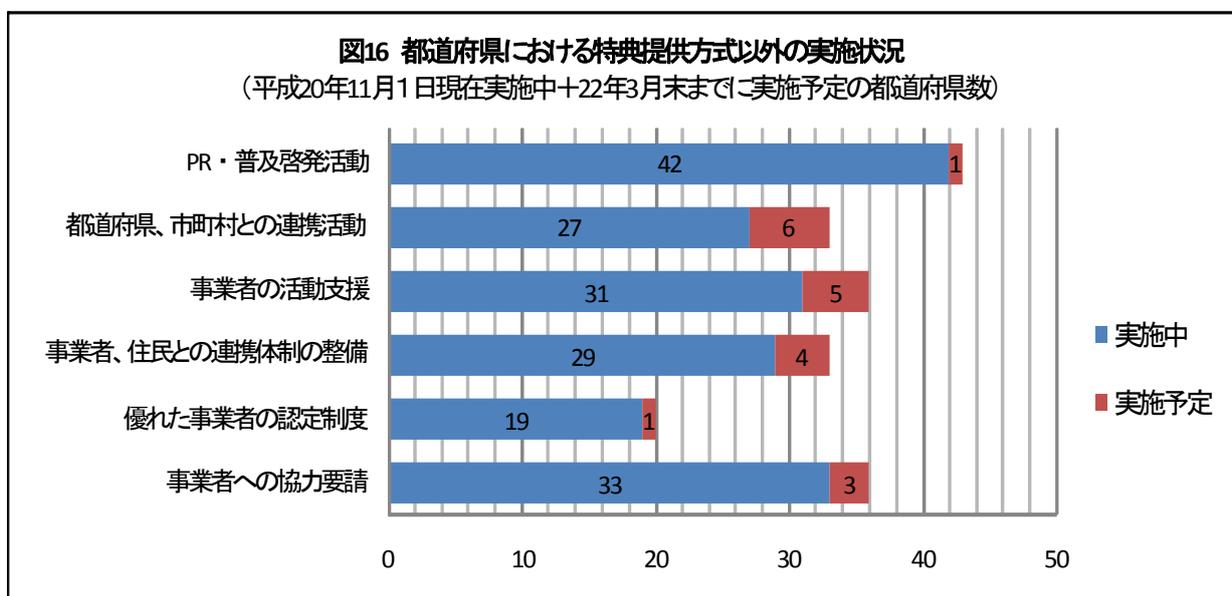
図15 特典提供方式による効果(実施前後に調査をおこなった市町村の平均値)



注：図15は、平成20年11月1日現在、特典提供方式を実施している市町村からの回答のうち、有料化実施の前後に調査が実施され、前後の調査結果(数値)が回答されたものから平均値を算定した。

(6) 特典提供方式以外にも、事業者への協力要請、優れた事業者の認定制度、事業者・住民との連携体制の整備、事業者の活動支援、都道府県・市町村との連携活動、PR・普及啓発活動など、様々な方法によって多くの都道府県や市町村が取り組んでいました。

- 都道府県の取組内容をみると、PR・普及啓発活動に取り組む都道府県が最も多く、次いで、事業者への協力要請、事業者の活動支援、事業者・住民との連携体制の整備の順で、それぞれ過半数の都道府県が取り組んでいました。今後は、市町村との連携活動、事業者の活動支援等に取り組む予定の都道府県がそれぞれ5以上あり、取組の充実が図られるものと見込まれます（図16）。
- 市町村も都道府県と同様の傾向であり、PR・普及啓発活動に取り組む市町村が約4割と最も多く、次いで、事業者への協力要請、事業者・住民との連携体制の整備、事業者の活動支援の順でした。今後、PR・普及啓発活動や事業者への協力要請などに新たにに取り組む市町村が90～100程度あると見込まれ、都道府県と同様、取組の充実が図られるものと見込まれます（図17）。



(7) 協定の締結、取組店登録制度、活動指針等により、レジ袋の有料化に限らず、事業者が取組手法の選択を委ねることを通じて、レジ袋の削減を推進しようとする取組が全国に広がっています。

○ 平成20年11月1日現在、8都道県と4政令指定都市において、協定の締結、取組店登録制度の創設、活動指針の策定等に基づき、事業者が有料化に限らず、自ら削減手法を選択することを通じて、レジ袋使用量の削減を推進しようとする取組が行われています（図18）。また、同様の取組は、政令指定都市以外の市町村でも広がっているものと見込まれます。

